「大阪府温暖化の防止等に関する条例」を改正し、

エネルギー対策を推進します

(平成25年4月1日施行)

電力・エネルギーは、日常生活や産業活動に直結する都市の最重要インフラの一つです。 府民、事業者、行政が電力・エネルギーに関する課題に協働して取り組むことにより、経済 と両立させながら、スマートな都市活動への転換を進め、大阪の持続的成長につなげていく 必要があります。

地域におけるエネルギーの地産地消を目指した新たなエネルギー社会の構築に向け、温暖化防止の趣旨も踏まえ、需要側も参加したエネルギー対策の取組みを着実かつ速やかに 実施していきます。

【目次】

1. 電力ピーク対策の促進	2
(1) 府、事業者、府民の責務	2
(2) エネルギー多量消費事業者による報告制度	з
2. エネルギーの使用の抑制等に関する情報交換の促進	··· 5
(1) エネルギーの使用の抑制等に関する情報提供	··· 5
(2) 一般電気事業者等による報告制度	5
(3) エネルギーの使用の抑制等に関する情報交換の促進	6
3 高効率で環境負荷の少ない火力発電設備の設置促進	7



大 阪 府



大阪府エコアクションキャラクター モットちゃん 大阪府エコアクションキャラクター キットちゃん

1. 電力ピーク対策の促進

(改正の趣旨)

- ・関西では、原発が稼動しない場合に全国で最も厳しい電力需給が懸念され、電力・エネルギーの確保が社会的にも府民の身近にも大きな課題となりました。同時に、需要側が最大電力需要を抑制すること(いわゆるピークカットやピークシフト)の意義が広く理解されましたが、今後もその取組を促していく必要があります。
- ・電気の総使用量を減らす省エネ・省CO2を図る中で、電気の需要の平準化の対策に取り組むことが重要となっています。

(1) 府、事業者、府民の責務

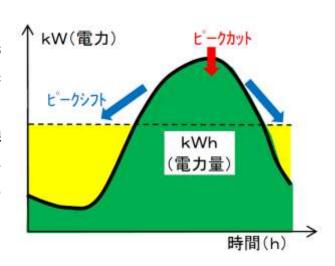
改正のポイント

これまでの温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制等の取組に加えて、新たに電気の需要の平準化に関する取組にも努めることを定めます。

[解説]

○電気の需要の平準化とは・・・

- ・電力の需要の平準化とは、ピークとなる季節や時間帯 の電力使用を抑制することにより、その変動を縮小さ せることを言います。
- ・必要な電力需要(kWh)を維持しつつ、電力需要曲線 (kW)を平坦に近づけることが出来れば、必要なエネルギー需要(kWh)を満たしつつ、瞬間電力量(kW)の最大値(ピーク値)を減らすことができます。



制度の内容

・温室効果ガスの排出や人工排熱の抑制、電気の需要の平準化等のために、

(府の責務について)

自らの事務事業について必要な措置を講ずるとともに、事業者や府民の取組の促進を図るために情報提供 に努めること

(事業者、府民の責務について)

エネルギーの使用の抑制に資する行動、環境に配慮した機器等の購入等に努めることなどを定めています。

(2) エネルギー多量消費事業者による報告制度

改正のポイント

特定事業者に対して、現在の省エネ・省 CO₂対策に加え、新たに電力のピークカット対策を求めるとともに、その取組内容をあわせて総合的に評価します。

[解説]

・エネルギー多量消費事業者(=特定事業者)が対策計画書及び実績報告書を作成するために必要な事項を 定めた温暖化対策指針について、電気の需要の平準化に資する対策メニューを例示する等の改定を行います。

<電気の需要の平準化に資する対策メニューの例>

運用による対策	・照明の間引き、昼休憩中の消灯
	・空調温度の管理(夏 28℃、冬 20℃)、ブラインド管理
	・需給調整契約(料金インセンティブ)に基づく操業シフト など
設備導入による対策	・空調・照明等設備への省エネ技術の導入
	・自家発電、蓄熱式空調、ガス空調、デマンド監視装置の導入 など

- ・特定事業者は、従来の温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制に加えて、電気の需要の平準化に関する 対策について、例示メニュー等から、事業特性に応じて選定し、対策計画書に記載していただきます。
- ※温室効果ガス排出削減の評価においては、電気の需要の平準化の取組も含め総合的に公平性のある評価を行います。

制度の内容

〇特定事業者

府内に設置している全ての事業所のエネルギー使用量(原油換算値)が、合計1,500kl/年以上である事業者



連鎖化事業者のうち、府内に 設置している加盟店を含む全 ての事業所のエネルギー使 用量(原油換算値)が、合計し

て 1,500kl/年以上

である事業者

府内で一定規模以上の自動車(トラック100台以上等)を使用する事業者



対象規模の目安

○事業活動全てが計画の対象

特定事業者は、府内の全ての事業所(事務所、店舗など)や自動車の使用に関する現状や対策について、 計画に盛り込むことになります。

〇削減目標等を盛り込んだ計画の作成 2

改正

特定事業者は、温室効果ガスの排出削減目標と、温室効果ガスの排出や人工排熱の抑制、電気の需要の平準化のための対策を盛り込んだ3年間の計画(対策計画書)を作成し、9月末までに府に届出していただきます。

改正

〇実績は毎年報告

特定事業者は、対策の実施状況や温室効果ガス排出量等の削減実績を集約した実績報告書を作成し、 毎年8月末までに府に届出していただきます。

ただし、平成 22~24 年度の各年度を初年度とする対策計画書を提出した事業者については、 その計画期間に係る実績報告書等は、改正前の様式により届出を行うものとします。

〇届出概要の公表

府に届出された対策計画書や実績報告書は、その概要を府のホームページで公表します。

改正

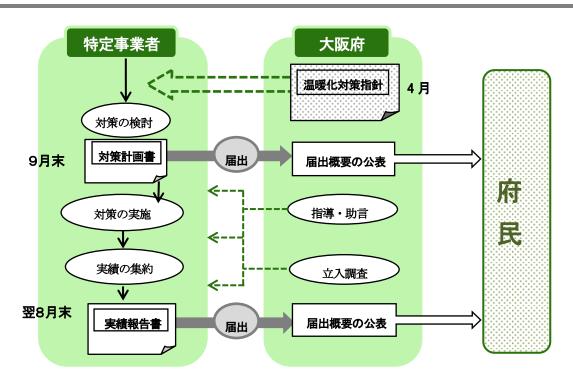
○取組みの優れた事業者に対する顕彰

電気の需要の平準化も含めて他の模範になる特に優れた取組みを行った 特定事業者に対し、府が顕彰を行い、広く周知します。

〇届出しない事業者の公表

特定事業者が、対策計画書や実績報告書を届出しない場合、府は、事業者に対して届出することを勧告し、それでも従わない場合は、その旨を公表します。

手続きの流れ



2. エネルギーの使用の抑制等に関する情報交換の促進

(改正の趣旨)

- ・家庭や企業の管理部門、ホテルや百貨店のサービス業においては、日常の生活や活動を転換することによる省エネ・省CO2の余地が大きく、結果としてコストダウンにつながる取組が多くあります。また、個々の府民や事業者が実際に取組を実践していくには、その必要性や成果を実感できることが重要です。
- ・そのためには、エネルギー需給に関する詳細な情報や具体的な取組事例などを知り、活用できる必要があります。
- ・ところが、電気の需給をはじめエネルギーに関する様々な情報は、エネルギー供給事業者に偏在化している ことから、エネルギー供給事業者によるエネルギーの需給状況等の情報提供を促し、府民や事業者が情報を 共有することや地域のエネルギーに関する問題を協議することを推進していく必要があります。

(1) エネルギーの使用の抑制等に関する情報提供

改正のポイント

一般電気事業者、特定規模電気事業者、一般ガス事業者は、エネルギーの使用の抑制、再生可能エネルギーの利用、電気の需要の平準化に関する情報提供に努めることを定めています。

制度の内容

エネルギー供給事業者に関する全般的な努力義務を定めます。

一般電気事業者	一般の需要に応じて電気を供給する事業者。全国に関西電力など 10 社ある。
特定規模電気	契約電力が 50kW以上の需要家に対して、一般電気事業者が有する電線路を通じて電力供給
事業者(PPS)	を行う事業者。小売自由化部門への新規参入者。
一般ガス事業者	一般の需要に応じ導管によりガス(主に天然ガス)を供給する事業を行う事業者のうち、簡易な
	ガス発生設備を用いて事業を行う者を除いた者。府内には大阪ガスと河内長野ガスがある。

(2) 一般電気事業者等による報告制度

改正のポイント

東日本大震災以降、電力需給は地域の重要な課題となっており、公共性が高く、府民の関心が高いことから、一般電気事業者等に対して、電力需給の予測・実績とその取組内容に関する報告を求めるものです。

[解説]

- ・一般電気事業者、特定規模電気事業者は、電力需給ひっ迫の恐れがある時期の前後に、電力需給に関する対策計画書と、その実績を記載した対策報告書を作成し、府に届出していただきます。
- ・府は届出された対策計画書等の概要を公表します。

制度の内容

〇対象事業者

一般電気事業者、特定規模電気事業者

○需給がひつ迫する期間の前に対策計画書を届出

対象事業者は、毎年、電力需要が増大し、供給能力との差が縮小する夏(7~9月)と冬(12~3月)の期間(※)の前に、料金制度などによる電気の需要の平準化と他社からの融通などの供給の確保のための対策や、需要の予測と供給能力の状況等を記載した電気需給対策計画書を作成し、府に届出していただきます。 (※)計画期間及び届出時期は、電力需給の見通しに照らして変更することがあります。

〇実績は計画期間終了後、翌月末までに報告

対象事業者は、計画期間終了後、電気の需要の平準化と供給の確保のための対策や、電気の需給に 関する実績等を記載した電気需給対策報告書を作成し、府に届出していただきます。

〇届出概要の公表

府に届出された電気需給対策計画書や電気需給対策報告書は、その概要を府のホームページで公表します。

〇届出しない事業者の公表

電気需給対策計画書又は電気需給対策報告書を届出すべき者が正当な理由なく届出しない、又は虚偽の届出をしたときは、府は、必要な措置を勧告し、従わない場合は、その旨を公表します。

(3) エネルギーの使用の抑制等に関する情報交換の促進

改正のポイント

府は、民間事業者・府民・エネルギー供給事業者・市町村とエネルギーの使用の抑制等に関する情報 共有を図り、意見交換を促進していきます。

[解説]

- ・エネルギー需給は公共性が高く、府民等の関心も高いことから、様々な情報の偏在を解消し、民間事業者、 府民、エネルギー供給事業者、行政等が情報を共有しながら地域のエネルギー問題を協議し、問題解決に 向けた取組を推進することが必要です。
- ・府は、新たなエネルギー社会づくりを着実かつ効果的に推進するため、様々な主体と協働した取組を進めるよう働きかけます。

制度に基づく対応

・平成25年度におおさかスマートエネルギー協議会を開催します。 【構成】経済団体、業界団体、消費者団体、エネルギー供給事業者、行政 【開催頻度】全体会議、部門別会議含め年10回程度

【テーマ(例)】短期・中期のエネルギー政策、エネルギーと経済活動、 節電・省エネ対策、再生可能エネルギーの普及



3. 高効率で環境負荷の少ない火力発電設備の設置促進

(改正の趣旨)

・電力の供給責任は、一義的には国や一般電気事業者にありますが、府としても、早期の安定供給の確保に資する自立・分散型電源の普及や多様な事業者の参入による電源確保を促進する取組を実施していく必要があります。

改正のポイント

火力発電は、短期・中期的には一定量以上のまとまった電力の供給源として重要です。

エネルギー源の分散化や多様な発電事業者の参入促進を図るため、燃料消費に伴う二酸化炭素の 排出など環境への影響に最大限配慮する旨の届出制度を創設することにより、高効率で環境負荷の 少ない火力発電の導入を考える発電事業者の参入環境を整えます。

[解説]

- ・高効率で環境負荷の少ない火力発電設備の設置に係る届出・公表制度を創設します。
- 事前に環境性能を確認するための届出及び事後調査結果の報告を求めます。
- ・同制度に基づき届出された高効率で環境負荷の少ない火力発電設備については、府の環境アセスメントの対象 から除外します。
- ※府と同等以上の環境アセスメント条例を定める大阪市、堺市においても、同様にアセスメントの対象から除外されます。

制度の内容

○届出・公表制度の対象となる火力発電設備(高効率で環境負荷の少ない火力発電設備)

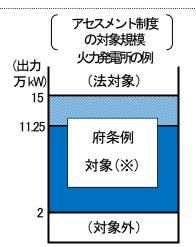
対象設備:予混合希薄燃焼方式の燃焼器を有するガス専焼ガスタービン

又はこれと同等以上の性能を有する火力発電設備

対象規模: 出力の合計が 2~15 万kW(11.25~15 万 kW で環境アセスメント法対象のものを除く。)

<大阪府の環境アセスメント制度の概要>

- 事業者が、環境に影響を及ぼすおそれのある事業の実施にあたり あらかじめ環境影響評価を行うとともに、事業の実施以後に事後 調査を行うことにより、環境の保全について適正な配慮がなされ ることを目的とする制度です。
- 道路、鉄道、発電所など 19 種類の事業 (規模要件あり ; 右図参照) が対象となっています。
- 事業者には、以下の書類を作成し、知事に提出していただきます。
 - 方法書(環境アセスメントを実施する項目や方法を記載)
 - ・準備書(環境アセスメントの結果や環境保全のための措置等を記載)
 - ・評価書(知事意見を勘案して準備書の内容に検討を加えて作成)
 - 事後調査計画書(事後調査の項目や手法等を記載)
 - 事後調査報告書(事後調査の結果を記載)



※温暖化の防止等に関する条例に基づき届出された高効率で環境負荷の少ない火力発電設備は府条例対象外

※11.25~15 万kW は、事業によって 法又は条例の対象となる。

○環境性能を確認するための届出

高効率で環境負荷の少ない火力発電設備を設置しようとする者は、発電設備の効率性や環境の保全に関する配慮の内容等を記載した発電設備計画書を、以下の行為が行なわれる日の前日までに、府に届出していただきます。

- ①電気事業法第3条第1項の許可の申請、②電気事業法第9条第1項の規定による変更の届出
- ③雷気事業法第47条第1項の認可の申請、④雷気事業法第48条第1項の規定による届出

〇届出の公表

発電設備計画書の届出があったときは、その旨を当該設備を設置する所在地の市町村長に通知します。 また、府に届出された発電設備計画書は、府のホームページで公表します。

○事後調査の実施

発電設備計画書の届出事業者は、発電設備の運転開始から5年間、事後調査を実施し、調査を行った 日の翌月末日までに、事後調査結果報告書として府に届出していただきます。また、その内容を府はホ ームページで公表します。

〇届出をしない事業者の公表

発電設備計画書又は事後調査結果報告書を届出すべき者が正当な理由なく届出をしない、又は虚偽の 届出をしたときは、府は、必要な措置を勧告し、従わない場合は、その旨を公表します。

■ 条例改正に関するホームページ

http://www.pref.osaka.jp/eneseisaku/joureikaisei/

- この条例に関するご質問は、下記までお問い合わせください。
 - 条例改正全般に関すること

環境農林水産部エネルギー政策課

TEL 06-6210-9288

● 1(2)エネルギー多量消費事業者による報告制度、2(2)一般電気事業者等による報告制度に関することの詳細 環境農林水産部みどり・都市環境室地球環境課 TEL 06-6210-9553